

議案第149号

関西広域連合規約の一部変更に関する協議について

関西広域連合規約の一部変更について次のとおり協議する。

関西広域連合規約の一部を改正する規約案

関西広域連合規約（平成22年12月1日総行市第250号総務大臣許可）の一部を次のように改正する。

第20条第2項中「又は事業所数割」を「、事業所数割又は第1次産業就業者数割」に改め、同項第1号中「又は事業所数」を「、事業所数又は第1次産業就業者数」に改める。

別表事業費の部を次のように改める。

事業費	第4条第1項第1号に規定する事務に係る経費	同項第2号から第8号までに掲げる事務についてそれぞれ負担する構成団体	同項第2号から第8号までに掲げる事務ごとの負担割合
	第4条第1項第2号及び第6号に規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、徳島県、京都市、大阪市、堺市及び神戸市	人口割 10分の10
	第4条第1項第3号アからウまでに規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県及び徳島県	人口割 10分の5 宿泊施設数割 10分の5

第4条第1項第3号エからカまでに規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市及び神戸市	人口割 10分の5 宿泊施設数割（文化の振興に関する事務に係る経費にあっては、均等割） 10分の5
第4条第1項第4号に規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市及び神戸市	人口割 10分の5 事業所数割 10分の5 （第1次産業の振興に関する事務に係る経費にあっては、第1次産業就業者数割 10分の10）
第4条第1項第5号アに規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県及び徳島県	利用実績割 10分の10
第4条第1項第5号イに規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県及び徳島県	人口割 10分の10
第4条第1項第5号ウに規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市及び神戸市	人口割 10分の10
第4条第1項第7号に規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県及び徳島県	受験者数割 10分の10

第4条第1項第8号に規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、徳島県、京都市、大阪市、堺市及び神戸市	受講者数割（ウェブ研修に関する事務に係る経費にあっては、均等割）10分の10
事業費のうち、この表の中欄又は右欄の規定により難いと認められる事務に係る経費にあっては、負担する構成団体又は負担割合について広域連合長が別に定める。		

別表備考1中「構成団体」を「負担する構成団体」に改め、同表備考3中「(第4条第1項第5号アに規定する事務にあっては、構成団体の区域のうち救急医療用ヘリコプターが運航される区域であって別に定めるものに係る当該年の4月1日現在における構成団体の人口に相当する人口として官報で公示された最近の国勢調査の結果に基づいて算出した人口)」を削り、同表中備考7を備考8とし、備考6を備考7とし、備考5の次に次のように加える。

6 この表において「第1次産業就業者数割」とは、官報で公示された最近の国勢調査の結果に基づく構成団体の第1次産業就業者数の割合をいう。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、平成25年4月1日から施行する。

(負担金の徴収に係る経過措置)

2 広域連合長が定める日までの間における改正後の関西広域連合規約第4条第1項第5号アに規定する事務に係る経費に係る和歌山県の負担については、同規約第20条及び別表の規定にかかわらず、従前の和歌山県と大阪府及び徳島県との間の協定の例により関係団体で協議して定める。

平成25年 3 月 1 日提出

大阪市長 橋 下 徹

説 明

救急医療用ヘリコプターに関する事務に係る経費を負担する関係地方公共団体及び当該経費の負担割合並びに文化の振興に関する事務に係る経費等の負担割合を改めるため、規約の一部を変更する必要があるので、地方自治法第291条の11の規定により、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除
太字は改正

関西広域連合規約（抄）

（広域連合の経費の支弁の方法）

第20条 省 略

2 前項第1号に掲げる負担金の額は、別表により広域連合の予算において定めるものとし、別表の左欄に掲げる経費の区分に応じ、同表の中欄に定める負担する構成団体ごとに、それぞれ同表の右欄に定める負担割合により按分する。この場合において、同表の中欄に構成指定都市が含まれる同表の左欄に掲げる経費（第4条第1項第8号に規定する経費を除く。）に係る各構成団体の負担金の額を、人口割、宿泊施設数割又は事業所数割又は第1次産業就業者数割

（以下「人口割等」という。）により算出するときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号の定めるところにより算出する。

(1) 構成指定都市の負担金 当該構成指定都市に係る人口、宿泊施設数又は事業所数又は第1

次産業就業者数（以下「人口等」という。）の2分の1に相当する数の別表の中欄に掲げる構成府県に係る人口等の合計に対する割合に応じて、当該経費の総額から按分して算出すること。

(2) 省 略

3 - 4 省 略

別表（第20条関係）

経費の区分		負担する構成団体	負 担 割 合
省 略	省 略	省 略	省 略
事	省 略	省 略	省 略
業	第4条第1項第3号エか	省 略	省 略
費	らカまでに規定する事務に係る経費		宿泊施設数割（文化の振興に関する事務に係る経費にあつては、均等割） 省 略

第4条第1項第4号に規定する事務に係る経費	省 略	省 略 事業所数割 省 略 (第1次産業の振興に関する事務に係る経費にあつては、第1次産業就業者数割 10分の10)
第4条第1項第5号アに規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、 兵庫県、和歌山県及び 鳥取県及び徳島県	人口割 10分の5 利用実績割 $\frac{10分の5}{10分の10}$
省 略	省 略	省 略
第4条第1項第8号に規定する事務に係る経費	省 略	受講者数割 (ウェブ研修に関する事務に係る経費にあつては、均等割) 省 略
事業費のうち、この表の中欄又は右欄の規定により難いと認められる事務に係る経費にあつては、負担する構成団体又は負担割合について広域連合長が別に定める。		

備 考

- 1 この表において「均等割」とは、負担する構成団体の数の割合をいう。
 - 2 省 略
 - 3 この表において「人口割」とは、官報で公示された最近の国勢調査の結果に基づく構成団体の人口（第4条第1項第5号アに規定する事務にあつては、構成団体の区域のうち救急医療用ヘリコプターが運航される区域であつて別に定めるものに係る当該年の4月1日現在における構成団体の人口に相当する人口として官報で公示された最近の国勢調査の結果に基づいて算出した人口）の割合をいう。
 - 4 - 5 省 略
 - 6 この表において「第1次産業就業者数割」とは、官報で公示された最近の国勢調査の結果に基づく構成団体の第1次産業就業者数の割合をいう。
- $\frac{6-7}{7-8}$ 省 略

(参 考)

地方自治法（抄）

（組織、事務及び規約の変更）

第291条の3 省 略

2 省 略

3 広域連合は、次条第1項第6号又は第9号に掲げる事項のみに係る広域連合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、第1項本文の例により、直ちに総務大臣又は都道府県知事に届出をしなければならない。

4 - 8 省 略

（規約等）

第291条の4 広域連合の規約には、次に掲げる事項につき規定を設けなければならない。

(1)-(8) 省 略

(9) 広域連合の経費の支弁の方法

2 - 4 省 略

（議会の議決を要する協議）

第291条の11 第284条第3項、第291条の3第1項及び第3項、前条第1項並びに第291条の13において準用する第289条の協議については、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならない。